

令和6年度 第1回三条市都市計画審議会議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年8月30日（金） 午前10時00分から11時00分まで
三条市役所 三条庁舎3階 第一会議室

2 審議会委員の現在数 17名

3 出席委員 14名

1号委員 松川 寿也
河原井 拓也
杉井 旬
高橋 清
長野 功
中条 秀一
2号委員 浅間 正直
安達 英作
神田 長志
3号委員 安井 和也
4号委員 阿部 銀次郎
小林 誠
岡田 竜一
岡本 康佑

4 欠席委員 3名

栗原 一郎
曾根 忠幸
渋谷 美浩

5 審議会の事務及び説明のための出席者

三条市建設部	建設部長	三卷 正志
三条市建設部建設課	建設課長	笹倉 健児
	建設課長補佐	大坂 市郎
	建設課長補佐	羽賀 祐資
三条市建設部建設課計画整備係	主 査	藤田 裕子
	主 任	森 宇史
	技 師	丸山 将大

- 6 報道機関傍聴
株式会社三條新聞社
株式会社日本工業経済新聞社
株式会社建設速報社
- 7 一般傍聴 なし
- 8 会議に付した議題等
（１）議第１号
三条市都市計画審議会会長及び副会長の選出について
（２）議第２号
三条市都市計画マスタープラン改定について
（３）報告第１号
三条市立地適正化計画改定について

三巻部長	それでは、定刻となりましたのでこれより三条市都市計画審議会を開催させていただきます。私は建設部長の三巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、御多忙のところ御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本審議会につきましては、平成31年2月以来、約5年ぶりの審議会となるものでございます。来年度末に予定しております都市計画マスタープランの改定に向け御審議いただくものとなります。なお、会長及び副会長が空席となっておりますので、会長、副会長を選出いただくまでの間、建設課長が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
笹倉課長	皆さま、おはようございます。建設課長の笹倉でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に入ります前に、1号委員の〇〇委員から、本日お配りしました資料の3枚目にございます出欠一覧表の順で自己紹介をお願いいたしたいと存じます。
委員	(自己紹介)
笹倉課長	皆さま、ありがとうございます。なお、3名の委員からは、公務等のため欠席される旨御連絡を頂いております。また、〇〇委員につきましては御連絡を頂戴しておりませんが、遅れて来られるか、もしかしたら欠席ということでございます。 それでは、会議に入ります前に、市長は他の公務のため副市長から御挨拶を申し上げます。
上田副市長	皆さん、おはようございます。御紹介賜りました三条市副市長の上田でございます。皆さまにおかれましては、日頃から三条市のまちづくりのため、多大な御尽力いただきますことを改めてお礼申し上げます。御紹介がございましたが、滝沢市長が公務のため出席がかないませんので、私から御挨拶を申し上げます。 本日、御審議いただきます案件は2件、報告事項が1件でございます。審議事項1件目は、会長、それから副会長の選出についてでございます。本審議会につきましては、平成31年2月以来5年ぶりの開催となるものでございますため、空席となっております会長、副会長の選出をお願いするものでございます。 審議事項2件目は、三条市都市計画マスタープランの改定でございます。こちらは、策定から時間が経過しておりまして、社会情勢の変化、それから三条市を取り巻く環境の変化に対応するた

	め、現行計画の評価、見直し等について、御審議いただくものです。 報告事項１件は、三条市立地適正化計画の改定についてでございます。こちらにつきましては、策定後およそ５年を経過しているということから、改定されました三条市総合計画等の上位・関連計画との整合を図り、法改正に伴う防災指針の追加、５年ごとに行うこととされている中間評価の結果について御報告いたします。 詳細につきましては、建設課長から御説明を申し上げますので、御審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
笹倉課長	ここで、副市長は公務のため退席させていただきます。 (上田副市長退席)
笹倉課長	それでは、まず資料の確認をお願いしたいと存じます。事前にお送りしました資料のうち、次第をお送りしておりましたが誤りがございました。大変失礼いたしました。それで、本日差し替えを配布させていただいております。 本日の配布資料につきましては、今ほど申し上げました次第の他、席表、出欠一覧表、都市計画マスタープラン、ホチキス留めの冊子がございます。それから、三条市立地適正化計画、こちらにも厚いホチキス留めの資料がございます。併せまして、事前に配布させていただきました資料１、資料２、それぞれお持ちでいらっしゃいますでしょうか。不足等はございませんでしょうか。 それでは、本日の出欠を報告させていただきます。委員数１７名のところ、出席１３名、欠席４名であります。よって、三条市都市計画審議会条例第４条第２項の規定により、定足数に達しておりますので審議に入らせていただきます。お手元の次第を御覧いただきたいと存じます。 議第１号「三条市都市計画審議会会長及び副会長の選出について」を上程いたします。会長につきましては、三条市都市計画審議会条例第３条第１項の規定において「１号委員から互選する」となっております。互選の方法について、いかが取り計らいましょうか。
委員	〇〇委員はいかがでしょうか。

笹倉課長	〇〇委員にという御意見がございますが、皆さま、御異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
笹倉課長	ありがとうございます。それでは、〇〇委員を会長に決定したいと存じます。 会長は会長席にお着きいただき、御挨拶を頂きますとともに、これ以降の会議進行をお願いいたします。
会長	ただ今、御紹介いただきました〇〇でございます。私は都市計画を専門としておりますので、会長を仰せつかったわけでございますけれども、都市計画と申しますと大体、東京や大阪の大都市を設計する、計画するというようなイメージをお持ちの方が多いのですが、私の専門は地方都市の都市計画、当然、長岡も地方都市です。三條市以外にも県内の自治体の都市計画審議会をいろいろお手伝いさせていただいております。地方都市は大都市と違いまして非常に問題山積といえますか、まちなかはまちなかの問題がありますし、地方都市は都市の周りにある非常に広大な農村地域を抱えています。更に奥に行きますと里山、農山村地域を抱えていますので、地方都市は問題山積でございますけれども、そういった問題がある中でこれからの都市のビジョンということで、都市計画マスタープランの改定ということで、委員の皆さまからかつ達な御議論を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委員	皆さんもマスクをしている人もいらっしゃるのですが、マスクはしてもいいのですが、ちょっと顔を見せてもらえませんか。会長の顔が分からないと出会ったときに御挨拶ができないと。
会長	大変失礼いたしました。このような顔をしております。 では、議事を続けさせていただきたいと思います。まず、「副会長の選出について」、事務局の説明をよろしくお願いいたします。
笹倉課長	副会長の選出につきましては、三條市都市計画審議会条例第3条第1項の規定におきまして、「委員の中から互選する」となっ

	ておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	ただ今、事務局から説明がございましたが、委員の中から互選することとなってございますが、いかが取り計らいましょうか。
委員	会長一任。
会長	ありがとうございます。「会長一任」の声がありますので、副会長の選出方法につきましては、会長の指名推薦によりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。御異議なしと認め、副会長を会長より指名したいと思います。副会長に〇〇委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。御異議なしと認めます。それでは、〇〇委員を副会長と決定させていただきます。副会長より御挨拶をお願いいたします。
副会長	ありがとうございます。〇〇です。よろしくお願いいたします。私もこういう会議は初めてなので、勝手が分からないところでありますが、三条市がこれからどういう方向に行くかというところをまた皆さまと協議しながら、みんなが住みやすい、周りからもうらやましがられるような三条市になっていければいいかなという思いがありますので、皆さまと一緒に勉強しながら計画を改定する方向で行きたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。続いて、三条市都市計画審議会運営規程第4条によりまして、議事録署名委員1名を指名させていただきます。議事録署名委員は〇〇委員にお願いしたいと思いますので、後日、議事録に署名をお願いいたします。 それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。議第2号「三条市都市計画マスタープラン改定について」を上程いたします。事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

笹倉課長	(資料1「三条市都市計画マスタープランの改定に当たって」の説明) (〇〇委員到着)
会長	御説明ありがとうございました。事務局の説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思いますが、何でも結構でございます。御質問のある方はよろしく願いいたします。いかがでございますか。割と専門的な言葉なども出てきていましたが、不明な点等の確認も含めてお願いいたします。予定している時間では一応11時までで、次の議題が11時からということになります。
委員	世の中がこれだけ変わる中で、20年先を見据えてとあるけれども、もっと短い10年などに言葉だけでも変えられないものですか。
笹倉課長	都市計画につきましては、例えば市の中で居住を誘導したい地区、あるいはお店、商業施設を誘導したい地区、あるいは工業施設を誘導したい地区など、ある程度、将来性を担保した中でまちづくりをしていく必要があると考えています。その中で、確かにおっしゃられるように社会情勢の変化等がございますので、必要に応じて今後20年の中でも社会情勢の変化等で変える必要がある部分につきましては適宜、見直しをしたいと考えているところです。そのことから20年という表現をそのまま残させていただければと考えています。
委員	時代に合っていますかね。数字だけの問題なのですがけれども、ただその感覚の中で、「十年ひと昔」という言葉が昔ありましたけれども、そういう意味で20年とすると、そのことを誰がしたという責任うんぬんではないのですが、もっと明確に言い出した人と、その結果と照らし合わせたりするのに、20年というともう辞めている方もいらっしゃるだろうし、私もそのころはいないしというぐらいの感覚です。
会長	ありがとうございます。正におっしゃるとおりで、時代に応じて、世の中はものすごく速いスピードで回っているので、それはおっしゃるとおりで適宜、見直しをかけていかなければいけない部分ではありますが、一応マスタープランでは長期的な方針という

	ことで、一応、国の方で 20 年先を見据えた計画を作りなさいと、実は今までそういった計画は日本にはなかったのですけれども、外国の、特に欧米の考え方が都市計画の、原理原則は少なくとも 20 年、30 年先をまず決めた上であとは時々事情に応じて計画の見直しをしていく、中間の見直しということで目標値の達成度のようなことが確認されていますけれども、あまり現状の計画がよろしくないというような場合は、状況に応じて数字を変えたり、方針を変えたりしていったって、なるべく最適解を導こうという、それが正に今我々が研究をやっている都市計画です。ありがとうございます。
委員	質問ですが、来年以降、地域別計画も検討すると思うのですが、その地域別の「地域」というのは市内を幾つに分ける想定なのですか。都市計画マスタープランは「地域」ではなく、「地区別」だと各中学校区別に分けていますけれども、この地域というのはそれと同一なのでしょうか。
笹倉課長	現行の都市計画マスタープランにつきましては、基本的に中学校区単位となっています。栄地域、下田地域については更に細分化しているところですが、今現在、三条市の方針としまして市を生産生活圏域として六つの地区に分けて取り組むということにしております。資料 9 ページのアンケート調査の実施概要の抽出方法で「6 地域」と記載しています。嵐北、嵐南、井栗大崎、大島、栄、下田の六つの地域で取り組ませていただきたいと思います。
委員	ちょっと違和感があるのは、6 地区で分けるのはいいと思うのですが、大島地区を一つの地域としているわけですが、大島地区は新幹線軸であるインター周辺と果樹・田園地帯は、たまたま中学校区は一緒なのですから、全く地域の性格が違うわけです。それを一つの地区として都市計画を考えることが正しいのかどうなのか。地域を分断するのはよくないとも思うのですが、県央の玄関口となりつつあって、これから正にそうになったら更にそうする方向を強める計画になるのだと思うのですが、そこを農業生産地域を同じ区割りでやることに無理がないのかどうか、そこらは検討を必要としないのでしょうか。
笹倉課長	確かに現在の都市計画マスタープランで大島中学校区として記載されている中では、ある意味、二極化されたような記載にな

委員	っているところでございます。ただ一方で、須頃地区も農業を営む方が多数いらっしゃいまして、その中で新幹線駅あるいは土地区画整理事業が特化して飛び出ているというようなところがありますので、エリアとしてはまずは一帯で捉えて、その中で特出しするようなイメージで考えているところです。
会長	分かりました。ありがとうございます。 ありがとうございます。非常に重要な御指摘です。都市計画でもそうですけれどもなるべく同一な空間、まちなかはまちなかにある。だからこそ講じていく施策が必要ですし、農村部は農村部に応じた施策は当然の話でして、なるべくそういうところがうまく拾っていけるといいのですけれども、なかなか地域別構想といっても正に生活圏というか、基本的には学区を基本にどうしても考えて、それが合意形成の単位みたいな形になってくるところもありますので、大島中学校地区は各地域別に多分、地域別構想をつくられて説明会もされるわけですので、市街地向けの施策と農村向けの施策みたいなものを合わせて、二度手間になるかもしれませんがそれでも丁寧に住民に御説明いただくような方向で進めさせていただけるとよろしいかとおもいます。ありがとうございました。 他、いかがでございますでしょうか。非常に重要な御指摘を2点ほど頂きましたので、この御意見も踏まえまして事務局の方でもんでいただいて、御検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 では、発言がございませんので、議第2号「三条市都市計画マスタープランの改定について」につきましては、これにて終了させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	ありがとうございます。では、御異議ございませんので、議第2号「三条市都市計画マスタープランの改定について」につきましては、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。 続きまして、報告第1号「三条市立地適正化計画の改定について」を上程します。こちらは審議会に諮問される議案ではなくて、審議会への報告を行う事項です。御意見等を頂きたいものでござ

	いますので、よろしくお願いしますということで、事務局から受け取っています。よろしくお願いいたします。
笹倉課長	(資料2「三条市立地適正化計画改定について」の説明)
会長	ありがとうございます。ただ今の件、立地適正化計画の改定に関する事務局からの説明につきまして、御質問・御意見等を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。何でも結構でございますが、不明な点、確認されたい点等がございましたらお願いいたします。 今回、立地適性化計画の改定ということで、資料2の1ページ目、改定の背景に三つポツがありますが、真ん中の「防災指針」が位置付けられているということで改定されるということですが、事務局の方から、なぜこういった「防災指針」というものが今回、国の方で出てきて、それで三条市の方で防災指針を盛り込んだ立地適正化計画の改定ということになったのかという経緯を事務局から御説明いただいてもよろしいですか。
笹倉課長	激甚化・頻発化する災害を踏まえまして、国の方としまして都市計画を考えるに当たり、防災の視点を含めて取り組む必要があるということで、例えば災害の発生の恐れのある地区をできるだけ避けてまちづくりをする。あるいは、防災のソフトの取り組みと連携させてまちづくりをする。そういった方法で取り組むことから、この防災指針で取り組むよう、都市再生特別措置法で定められたと認識しているところです。
会長	ありがとうございます。正におっしゃるとおりですが、せっかくですので出席いただいている皆さんに御紹介したいと思うのですが、立地適正化計画の資料91ページを御覧いただきたいと思います。 三条の地図が載っていますが、これはどういう図かというと、ハザードマップは皆さん御存じと思いますが、災害のハザードのある領域の地図の上に、紫色の線で三条の市街地が囲ってありますけれども、市街地の範囲を紫で囲っているわけですが、当然、市街地のへりと領域の中には、一番分かりやすいのは浸水想定区域の状況ということで、1000年に1度の洪水被害の想定災害と書いていますが、浸水深が深いエリアがかなり出てくると。燕三条の駅の辺りは正に中ノ口川に挟まれた場所ですので、土地も低いので、洪水のリスクが非常に危惧されるエリアなので

	すけれども、そこに市街地が集積しているということで、先ほど課長からも説明がありましたけれども、こういう危険な場所だったらこんな所にまちをつくらないで、安全な所に新しいまちをつくればいいのではないかなというような、そういう発想をされる方がいますけれども、それだとちょっとおかしくて、やはりそういう中でも当然、歴史的な経緯もあって、そこにまちがつくられ、たくさんの人が住んでいたり、たくさんの営みがある。当然、私が住んでいる長岡もそうですけれども、長岡の駅の周辺、中心市街地は信濃川の浸水想定区域でいうと3m、5mを超える所で、長岡は立地適正化計画で、すごく災害リスクの高い長岡のまちの中心を、居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域というふうに定めていて、いわば危険な場所に市から誘導を図ろうとしているので、それはよろしくないということで、それで国もそれを分かっている、とはいっても長岡もそういう歴史のあるまち、そういう危険な場所でありながらもそこに長い歴史があって、そこにまちが築かれてきたという経緯もあって、そういう場所でも安全に人が暮らしていけるような、そういう指針を作っていく必要があるのではないかなということで、国の方で防災指針を立地適正化計画の中に盛り込みなさいということで、確かにそこに新しく持続的なまちをつくっていくために、そこに居住を誘導するにしても安全に生活できるように、先ほど課長から説明がありましたけれども、ソフト対策、避難を早めに周知して、安全な場所に避難をすとか、あるいは避難ルートを整備すとか、場合によっては河川改修、ハード事業でできるということで、安全な暮らしができるような形で持続可能な都市づくりをやっていきましょうということで、国の方で防災指針ができて、それで今回この改定に合わせて三条市でも防災指針を検討していくということになっていますので、防災指針の中身についても引き続き、審議会の中で皆さまに御説明いただく形、機会があろうかと思います。
笹倉課長	先ほど議第2号で、都市計画審議会をこの2年間で合計5回ほど開催をさせていただく予定にしていますので、立地適正化計画の改定の進捗に応じて、皆さま方に御紹介したいと考えています。
会長	ありがとうございます。このような形で情報共有を図りながら策定をされていくということですので、また委員の皆さまからも引き続き御意見等、頂戴したいと思っております。報告事項につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。不明な点等で

会長	も結構でございますけれども、よろしいでしょうか。 少し早いですけれども、特に皆さまからの御発言がございませんので、報告第１号「三条市立地適正化計画の改定について」につきましては、これで終了したいと思いますのですが、御異議ございませんでしょうか。 (異議なし) 御異議ございませんので、報告第１号「三条市立地適正化計画の改定について」につきましては、以上で終了としたいと思います。 以上で、本日予定されました日程は全て終了いたしました。この際、何かご意見等がございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 特にないようですので、これをもって本日の都市計画審議会の議事を終了したいと思います。最後に事務局からのお知らせがございますので、よろしくお願いいたします。
事務局	(報酬等についての説明)
会長	以上で本日の審議会を閉会としたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。